

## 令和6年度八戸市少年相談センター運営協議会会議録

開催日時：令和6年6月3日（月）午前10時から午前11時30分まで

開催場所：八戸市庁別館2階 会議室C

出席委員：9名

細越委員、蝦名委員、伊藤委員、工藤委員、高橋委員、若松委員、田島委員、梅村委員、小笠原委員、松森委員

事務局：斎藤教育長、三津谷課長、小山内副参事、竹井主任指導主事、高橋主事

会議内容：下記のとおり

(司会)

皆様本日はお忙しい中御出席いただきまして、誠にありがとうございます。  
ただ今から令和6年度八戸市少年相談センター運営協議会を開会いたします。  
本日司会を務めさせていただきます、教育指導課の竹井亮と申します。  
どうぞよろしくお願ひいたします。

はじめに、今年度新たに委員に御就任なさいました皆様に、教育長の斎藤信哉から委嘱状を交付いたします。

お名前をお呼びいたしますので、その場に御起立願います。

お受け取り後は、再度御着席願います。

青森家庭裁判所八戸支部 主任家庭裁判所調査官 蝦名孝一様。

八戸警察署 生活安全課 課長 伊藤哲也様。

八戸市中学校長会 梅村光江様。

(教育長)

※ 出席した新委員に委嘱状を交付。

(司会)

皆様、どうぞよろしくお願ひいたします。

なお、本日は、三八地域県民局地域健康福祉部こども相談総室長八戸児童相談所所長細越亞起子様が所用のため、欠席されております。

それでは改めまして、本日御出席の委員の皆様を御紹介いたします。

お名前をお呼びいたしますので、その場に一旦御起立願います。

青森家庭裁判所八戸支部 主任家庭裁判所調査官 蝦名孝一様。

八戸警察署 生活安全課 課長 伊藤哲也様。

八戸地区少年警察ボランティア連絡会 会長 工藤良弥様。

八戸地区保護司会 会長 高橋芳久様。

八戸市青少年生活指導協議会連合会 会長 若松隆三様。

三八地区高等学校生徒指導部会 部会長 田島博文様。

八戸市中学校長会 梅村光江様。

八戸市小学校長会 小笠原一彦様。

八戸市少年相談センター 八戸市少年指導員 松森成子様。

以上となります。

続きまして、教育委員会事務局を紹介させていただきます。

教育長の齋藤信哉でございます。

教育指導課長の三津谷喜美典でございます。八戸市少年相談センター所長を兼務しております。

教育指導課副参事の小山内信也でございます。同センター副所長を兼務しております。

(司会)

つづきまして、八戸市教育委員会を代表して、齋藤教育長から皆様にご挨拶させていただきます。

(教育長)

それでは一言、御挨拶申し上げます。

本日は御多用の中御出席いただき、ありがとうございます。

日頃より当市の教育行政に深い御理解と御協力をいたしておりますことに、改めて感謝申し上げます。

また、先程3名の方には、今年度の新たな少年相談センター運営委員を委嘱させていただきました。

どうぞ、よろしくお願ひいたします。

さて、昨今は、スマートフォンの普及により、子どもたちがSNSに触れることが当たり前となり、SNSを介した児童生徒間の誹謗中傷やいじめが発生したり、犯罪目的による子どもの誘い出しや自殺帮助の入り口にもつながったりしているなど、子どもに悪影響を与える負の一面も露呈しております。

実際、昨年1年間を見ましても、市内小・中学校においてネットトラブルが数件発生している現状にあり、このようなネット社会の中における、子どもが出す小さなSOSに、私たち大人が少しでも早く気付き、適切に対応していくことが重要です。

本日御出席の皆様は、子どもを守るためのセーフティネットとして、日ごろから子どもの健全育成に取り組まれている方々ですが、皆様方の存在は、今後ますます重要なものと思われます。

今年度も八戸市少年相談センターといたしましては、少年の非行を防止し、健全に育成するという責務を果たしていくため、皆様方と連携を密にして情報共有に努め、少年指導員の方々とより効果的な街頭指導を実施していくほか、少年相談には親身で温かな姿勢であたり、問題解決に向け、粘り強く取り組んでまいります。

本日は、当市における少年の非行防止と健全育成に向けた教育行政について、それぞれのお立場から忌憚のない御意見を賜りたいと存じます。

将来を担う青少年の、明るく、そして活力ある未来のため、今後も変わることのないお力添えをお願い申し上げ、私からの挨拶とさせていただきます。

(司会)

それでは、これより協議に移りますが、その前に、本日は委員9名が出席し、

定足数を満たしておりますので、会議が成立することを御報告させていただきます。

(司会)

それでは、これより協議に移ります。

今回の協議会は、これまで会長でありました横濱会長が所属団体の組織改編により辞任となつたため、まずは組織会を開催し、新たな会長を選出していくだければと思います。

会長が決定するまでは、八戸市少年相談センター運営協議会規則第4条第4項において、

副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けた時には、その職務を代行する。

とありますので、副会長の若松委員が議長を務めさせていただきます。

(議長：副会長)

それでは、会長が決定するまでの間、議長の職務を代行させていただきます。失礼ながら着座にて進行させていただきます。

会長の選出につきましては、八戸少年相談センター運営協議会規則第4条第2項により、委員の互選で選出されることとなっております。

委員の皆様、新たな会長の選出について、御意見ありませんか。

特になければ、事務局から意見を聞きます。

(事務局：所長)

はい。事務局といたしましては、

前任の横濱会長の後任に就かれました八戸市中学校長会の梅村光江様にお願いしたいと考えております。

(議長：副会長)

ただ今の事務局からの提案について、皆様、御異議等ございませんか。

(各委員)

ありません。

(議長：副会長)

梅村様、会長への御就任をお願いしてよろしいでしょうか。

(梅村委員)

はい。

(議長：副会長)

梅村様の御了承がいただけましたので梅村様の会長就任を決定いたします。

会長が決定いたしましたので、議長の代行を終えさせていただきます。

御協力、ありがとうございました。

(司会)

以上をもちまして、組織会を終了いたします。ここで教育長は、公務のため退席となります。

※ 教育長退席

それでは、協議の再開に先立ちまして、資料の御確認をお願いします。

資料は事前送付しております資料1から資料5までの資料となります。

それでは、協議を再開いたします。

会長は議長席に御移動願います。

(議長)

先ほど会長に選出されました梅村です。

当協議会の規則に基づき、これより議長を務めさせていただきます。

皆様の御協力をお願ひいたします。

それでは協議に入ります。

協議の(1)、令和5年度八戸市少年相談センターの事業について、事務局から説明願います。

(事務局：副所長)

はい。それでは私から御説明します。説明資料は資料1から資料3までとなります。

まずは資料1を御覧ください。

当センターでは、少年の非行防止と健全育成を図ることを目的に、年間を通じて様々な活動に取り組んでおり、資料1には令和5年度の活動が記載されています。

当センターの主な活動といたしましては、八戸市少年指導員の皆様を中心として行われる巡回指導と、八戸市内の児童生徒等を対象としたいじめ・不登校・養育問題といった相談業務があります。

このほか、小・中・高の生徒指導を担当する先生方との情報共有を図る研修会への参加、不法看板の撤去や通学路における防犯カメラの設置といった「社会環境の浄化・整備」を目的とした活動等が挙げられます。

次に、資料2を御覧ください。

青森県では、「青森県青少年健全育成条例」に基づく施策として青少年を取り巻く社会環境の浄化活動に取り組んでおります。

本資料は、八戸市における一斉調査の推移、現状について取りまとめたものとなります。

調査は、令和5年6月から同年12月までの間、条例に基づく立入調査員と青森県青少年健全育成推進員が、有害図書類等を収納している自動販売機の設置場所に赴いて現状を確認したり、書店や古物商等の対象店舗に立ち入ったりするなどして行われております。

調査対象は、資料2の「4 調査対象」に記載された7業態です。

業態ごとの現状等について御説明いたします。

(1)、有害図書類等収納自動販売機は、八戸市内の3か所に10台が設置されています。

内訳は白銀地区に4台、尻内地区が2台、是川地区が4台となっています。

これら販売機は、平成29年度の調査時から設置箇所、台数に変動はありません。

いずれも、トタンで囲われていたり、直近の道路からは内部を見通せないよ

う設置されているなど一定の配慮はなされています。

今後も現地調査を継続し、配慮がなされていない状況があれば、適切に指導、または撤去に向けた活動に取り組んでまいります。

次に、資料2の2ページをご覧ください。

(2)、ビデオやDVDの自動貸出機は、現在県内には設置されておりません。

次に、(3)、有害図書類等を取り扱う一般書籍販売店は市内に12店舗となっています。

青少年への配慮のため、有害図書類等を取り扱う店舗が条例により努力義務として課せられている3点の措置については、12店舗中2点に欠ける店舗が1店舗、1点に欠ける店舗が1店舗、調査により把握されております。

次に、(4)、有害図書類等を取り扱うスーパー・コンビニエンスストア等の店舗数は、77店舗となっています。

青少年への配慮である3点の措置については77店舗中、3点に欠ける店舗が5店舗、2点に欠ける店舗が6店舗、1点に欠ける店舗が10店舗、調査により把握されております。

資料2の3ページをご覧ください。

次に、(5)、DVD等の貸出、販売店の店舗数は11店舗となっています。

青少年への配慮である3点の措置については全店舗配慮されていました。

(6)、コンピューターソフト販売店は、5店舗となっています。

青少年への配慮である3点の措置については、5店舗中1点に欠ける店舗が1店舗、調査により把握されております。

(7)、個室カラオケ営業店は9店舗となっています。

全店舗で酒類を提供していますが、販売は対面で行われています。

また、たばこは1店舗で販売されておりますが、全て監視機能付きの自動販売機で販売されているなど青少年に対する配慮がなされております。

このほか、全店舗が条例の規定を遵守し、深夜の立入を制限しております。

以上、資料2についての説明でございますが、有害図書類等を取り扱う一般書籍販売店等につきましては、今後、当センターでも現地調査を行い、改善がなされていない場合は、店舗や管理者側に対策を講じることを要請し、配慮を求めてまいります。

また、個室カラオケ営業店につきましては、青少年に対する配慮が十分に講じられているものの、店側の目が届かない個室内で飲酒・喫煙といった非行が行われる恐れもありますので、巡回指導時における声掛けや、八戸警察署との連携強化、情報共有等を通じて、本業態に関わる非行の未然防止に努めてまいります。

続きまして、資料3「青少年だより」を御覧ください。この資料は、当センターの主たる活動である巡回指導の実施状況と、少年相談の受理状況を取りまとめたものとなります。

はじめに、第1の「令和5年度中における巡回指導の実施状況等について」をご覧ください。

巡回指導の実施主体は、八戸市少年指導員の皆様で、地区青少年生活指導協議会の方、市立小・中学校 PTA の方等で構成される 87 名と、教育委員会教育指導課員が、巡回指導に当たっています。

実施時間については、児童生徒の下校・帰宅・塾帰りの時間帯である 14 時から 22 時を中心としてもらい、実施場所についても、少年指導員の皆様の居住区域の小・中学校の学区及びその周辺とし、巡回活動が負担とならないようするため、「ながら見守り」を推奨し、少年指導員の皆様が個別に開始時間や巡回場所を決められるよう柔軟な実施方法としています。

続いて、2 の巡回指導実施結果をご覧ください。

このグラフは、令和 5 年度中に、少年指導員の方から指導や声掛けされた少年数を表しています。

令和 4 年 11 月から実施方法を変更していますので、令和 3 年度までのデータについては参考としてください。

令和 5 年度中、市内で指導員から指導や声掛けを受けた少年は前年の倍近くに増加した 5979 人でした。

資料 3 の 3 ページをご覧ください。

実施結果を学識別に分析したものです。

グラフのとおり、小学生が 3766 人と最も多く声掛けされており、中学生・高校生の順番という結果でした。

資料 3 の 3 ページをご覧ください。

実施結果を行為別に分析した結果ですが、行為別では「挨拶含む声掛け」を受けた少年が最も多く 5497 人、次いで「自転車マナー指導」「道路遊び等の注意指導」の順でした。

続いて、3 の今後の方針についてですが、現在のところ、令和 4 年度から始めた巡回指導の方法で令和 5 年度中も特段の混乱なく活動できていることから、新たな巡回方法を継続していきたいと思います。

市中心街につきましても、引き続き、教育指導課員をはじめ、居住する少年指導員の方とともに街頭指導を継続していきます。

なお、少年指導員の皆様の活動日誌を見ると、居住地域に精通する指導員ならではの危険個所やたまり場を巡回したり、そういった情報を学校と情報共有しており、意欲的に巡回に取り組んでいる様子が分かります。

なかには、巡回を通して、児童生徒と心温まる交流をしている少年指導員の方もいます。

こうした「子どもを見守る大人の目」を巡回指導を通して各地で育むことができればと考えています。

次に、4 ページから始まる「令和 5 年度中における少年相談の受理状況等について」を御覧ください。

少年相談の受理体制については、1 のとおりとなっております。

続きまして、2、少年相談受理状況等の(1)、少年相談受理状況について御説明いたします。

令和5年度中に当センターが受理した少年相談の件数は、前年比－4件の42件でした。

相談方法の内訳は、来所での相談が13件、電話での相談が29件でした。

次に(2)、受理した相談の分析について御説明いたします。

5ページをご覧ください。

学識別に見ますと、小学生を対象とする相談の受理件数は16件、中学生を対象とする相談の受理件数は17件、高校生を対象とする相談の件数は4件でした。

その他5件は、有職・無職少年や大学生からの相談でした。

内容別に見ますと、「学業・職場問題」に関する相談が36件、「家庭問題」に関する相談が2件、「非行問題」に関する相談は0件でしたが、「健康問題」に関する相談が4件ありました。

相談が最も多く寄せられたのは、「学業・職場問題」の「不登校」に関するもので、15件でした。

学識別では、小学生対象が6件、中学生対象が7件、高校生対象が2件という内訳でした。

次いで、「学業・職場問題」の「いじめ」に関するものは8件の相談が寄せられました。

学識別で見ますと、小学生対象が8件、中学生対象が1件、高校生対象が1件という内訳でした。

今後の方針につきましては、令和5年度、当センターに寄せられた相談は、「不登校」に関する相談が全体のほぼ半数を占めている状況や、相談者本人ではなく、精神的に不安定な保護者からの一方的な主張とも捉えられる相談がある現状を考えると、家庭の閉塞感が子どもたちに少なからず影響を与えている可能性も考えられるため、相談を通じて、子どもを取り巻く周囲の環境をできる限り把握し、相談者に寄り添いながら解決に導く必要があると考えています。

以上で協議の(1)、令和5年度八戸市少年相談センター事業についての説明を終えさせていただきます。

(議長)

ありがとうございました。協議の(1)に対するこれまでの事務局の説明に対し、何か質問等、ございますか。

(工藤委員)

はい。少年警察ボランティアの工藤です。

八戸の指導員の方に巡回してもらった場合、活動日誌を提出してもらっていることですが、それについては、どのような対処をしてもらっているのですか。

(事務局：副所長)

はい。八戸市少年指導員の皆さんには、活動結果を活動日誌という形で記載していただき、教育委員会の方へ提出していただくというようにしているのですが、委員会の方だけで把握しておくというものではなく、それを小学校や中

学校へフィードバックすることで、学校側も、巡回をしてもらっている学区内がどのような状況になっているのか把握していただくのにとても良い資料となりますので、当委員会の方からその写しをフィードバックさせていただいております。

本日、指導員の松森さんにも日誌をあげていただいておりますが、単に巡回しただけではなくて、「今日、こういうことがあった」「こういう子どもたちと触れ合いがあった」「こういう危険な場所がありましたよ」といった内容を記載していただいておりまして、それを学校へフィードバックするといったことで、学校でも把握できるという状況になっております。

(工藤委員)

うちの地区的指導員の方も、私のところへ写しを持ってきてくれるのですが、それを学校に話してもらえませんかと言ってきていたので、どうのようになっているのか分かりました。

(議長)

その他にご質問等ございますか。

(蝦名委員)

巡回指導の方法が、令和4年11月から変わったと書いてあるのですが、具体的にどのように変わったのか教えていただけますか。

(事務局：副所長)

はい、令和4年11月までは、指導員の方に、夕方の時間帯に市役所の方に集まつていただきまして、いわゆる中心街の巡回をいたしましょうという形での巡回方法をとっていたのですが、コロナ等の影響で子供たちが、それ以前からもそうなのですが、中心街にあまり子供たちがとどまらない、というような状況でございまして、せっかく巡回で指導員の方々に集まつていただきても、子供を見つけられない、子供がたむろしていない、という現状がみられまして、せっかく子供たちのための巡回ということであれば、子供たちがいる場所にこちらで赴いて巡回するほうが、効果、または有効的ではないか、ということがございまして、であるならば、それぞれお住いの地区の中に、子供たちが学校帰りに遊ぶような公園であるとか、また、たむろするような場所が存在しますので、そちらの方を巡回していただいた方がよろしいのではないか、といった意見が上がったことで、令和4年に巡回の方法が変わったという風に聞いております。

大変申し訳ございません。

当時の事務局担当ではなかったのですが、ただ、そういう効果を期待するためには、子供たちのいる場所を巡回しましょうということで変わったと聞いております。以上です。

(蝦名委員)

ありがとうございます。

(議長)

その他、何かございますか。

(工藤委員)

まとまるの巡回はやらないのですか。

(事務局：副所長)

まとまるの巡回につきましては、当課で考えているのが、祭りですね。

いわゆる三社大祭、えんぶり、ほかに神明様、三島・蕪島祭り、様々祭りがあるのですが、そういった時には、そこに住まわれている方だけではなく、参加することが可能であれば、他の指導員の方へも声掛けをし、特別巡回というものを考えます。

皆様のところへは、毎月、巡回計画書を送付しているのですが、そちらに、今月はこのような祭りがあるので、特別巡回に参加できましたら参加してくださいという様にお願いをしています。以上です。

(工藤委員)

ありがとうございます。

(議長)

その他、何かございますか。

(蝦名委員)

巡回指導を受けた少年というのが、小学生が増えている印象なのですが、巡回指導というのは、どのような場合に指導をするのでしょうか。

巡回する場所が中心街から地域に移ったことで、例えば、外で遊んでいるうちに時間が遅くなってしまった小学生が多く見えてきてもおかしくないと思うのですが、その程度で巡回指導の対象となるのか、それとも何か、これはまずいだろうという行為に及びそうなので指導するのか。

その辺りは、どのようにになっているのでしょうか。

(事務局：副所長)

指導という言葉がついてきますと、今、おっしゃったようなことになるかと思いますが、そこまで指導員の方には重く受け止めてもらっておりません。

どちらかというと、子供がいたら声かけをして、例えば、「危ない遊びをしないでね」、道路ですれ違う子供がいたら「道路の方へ出て行ったりしないでね」などといった形で、指導員の方から積極的に声掛けをする形をとらえて巡回指導としています。その中で、今、おっしゃった様な、危ない遊びをしている子供には、特別、さらに「危ないよ」と遊び方を指導する場合もございますし、目につく子供たちがいたら、その様子をうかがって声掛けをしていただき、子供たちが、「周りの大人たちが見てる」という意識を持たせることで、「見てる」ことが、「見守られている」と思ってもらうために積極的な声掛けをお願いしている。

実は、その前までの声掛けの数が、いきなり2倍近くになっているのも、指導員の方々が積極的に声掛けをしてくれていることの表れで、決して、悪い子供が増えて件数が増えたのではないということでご理解ください。以上です。

(蝦名委員)

ありがとうございます。

(松森委員)

指導員をしている松森と申します。

前は、八戸市の街をグループ3人か4人で回っていたんです。

今は、地区1名でまわっています。

ですので、ちょっと変な、金髪とか、怖いなと思う人にはあいさつ程度で、話なんかはしていません。

街を巡回していたときはグループでやったので小学生があまりいません。

2時から回っていたので。

それと、三八城公園に午後4時ころにいくと、高校生とかが抱き合っていたり、トイレに入って鍵をかけて出てこない時もありました。

でも、今は、地区で1人で回っているので、ちょっと怖いなと思います。

(議長)

はい、ありがとうございました。

ほかに何かございますでしょうか。

(工藤委員)

今、松森さんから、少年指導員のやり方が変わって、1人で歩いていると聞きましたが、危なくないですか。

(松森委員)

はい、ですので、子供の下校時間に声をかけたりしています。

夕方6時過ぎに歩いても、子供はいません。

高校生なんかは自転車でバ一っと行ってしまうので声をかけることもできません。

ですので、下校時間の小学生をみています。

中学生なんかは、部活動とかで4時過ぎにまわってもいません。

6時とかになると、親が迎えに来ています。

だから、6時過ぎに歩いている子はあまり見かけません。

土曜、日曜日なんかになると、鮫には釣りに来ます。

その時に中学生なんかは5、6人でガ一っと来て、なんか道路に広がっているんです。

そういう時は、ちょっと危ないなと思ってるんですけど、その日は巡回の日でないので声はかけないですけども、でも、バ一っと行っちゃうので声をかけれないんです。

だから、こういう時はどうしたらいいのかと思ってます。

(工藤委員)

私たちも巡回するのですが、私たちは最低でも2人以上で回ってくださいとお願いしています。

何かあった時には危ないので。

噴水のあるマチニハを回った時ですが、若い人がムチを持っていたので、声掛けはしなかったが、向こうからむかってくるんです。

「やるのが、やるのが」って。

だから、なだめすかして、「危ないから。ここでやつたら」とか。

あと、酔っぱらってバスに怒っているお父さんとか。

だから、2人以上の方がいいですよ。むずかしいでしょうけど。

(松森委員)

難しいですね。

(事務局：副所長)

工藤委員からお話のあった複数名での巡回は理想なのですが、体制の問題もあり、無理ない範囲での巡回をおねがいしている。

何か危ないと感じた時は、本日、八戸警察署の方もみえておりますが、110番をしていただきたいと思っています。

(若松委員)

精神的に不安定な保護者からの一方的な申し立てとは、どのようなことか。

(事務局)

これは、電話相談をしてきた方の中で、相手側が、精神的な疾患を持っていると申し立てている人の相談として、そのような相談電話もあるということを説明しています。

このような相談に対しては、いろいろな相談機関を紹介しています。

(議長)

その他になにかございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは引き続き、協議の(2)、令和5年度八戸市少年相談センター活動方針について、事務局から説明願います。

(事務局：所長)

それでは、私から御説明させていただきます。

まず、あらかじめ送付しました資料のうち、「資料4」を御覧ください。

この資料には令和5年度の活動方針を踏襲したものが記載されております。

さきほど事務局副所長から説明のあったとおり、令和4年度に八戸市少年指導員による巡回指導の実施要領が変更になったことや、相談業務では非行少年だけでなく、保護者等からのいじめやしつけ等の相談も扱うことが多くなってきた背景を受け令和5年度の活動方針が策定・議決されました。

その活動結果が、先程事務局から説明させていただいた内容となります。

令和6年度も、これを継続していきたいと考え、1に掲げた基本方針のもと、2の活動重点に掲げた「巡回指導の充実」「八戸市少年指導員の資質・技術向上」「少年相談の充実」「社会環境の浄化」「啓発活動等の推進」の5つの活動を重点的に取り組んでいくことで実績の向上に努めてまいりたいと考えております。

令和6度における八戸市少年相談センター活動方針についての説明は以上となります。

(議長)

ありがとうございました。

八戸市少年相談センターの活動方針については、前年を踏襲し、継続して活動していくとの説明をしていただきました。

本件について、何か質問等、ございますか。

(出席委員)

はい。

(議長)

それでは、協議(2)につきましては原案どおり決定することといたします。

続いて、協議の(3)、令和6年度八戸市少年相談センター事業計画について事務局から説明願います。

(事務局：副所長)

それでは、再び私から御説明させていただきます。

資料5を御覧ください。

この資料は、令和6年度における八戸市少年相談センターの事業計画を表したものとなっております。各事業計画につきましては、先に御説明した活動方針における、5つの活動重点に則して立案しております。

まず、少年相談につきましては、昨年度同様通年で受け付けますが、相談を受け付ける際は相談者の気持ちにより添い親身に応対するとともに、解決が困難な相談や解決に時間をする相談であっても粘り強く継続相談にあたり、解決に導くよう、努めてまいります。

次に、巡回指導につきましては通常巡回のほか、令和5年度からは各種祭事等が再開されておりますので、同祭事に合わせて、特別巡回を実施したいと思います。

関係機関及び団体が開催する研修会等への出席につきましては、これまで同様、少年の健全育成に資する情報の吸い上げや連携の強化を目的に積極的に参加し、それを当センターの活動に反映させることで成果につなげてまいります。

簡単ではございますが、以上で協議の(3)、令和6年度八戸市少年相談センター事業計画についての説明を終えさせていただきます。

(議長)

ありがとうございました。協議の(3)の事務局からの説明に対し、何か質問等ございますか。

それでは、協議の(3)、「令和6年度八戸市少年相談センター事業計画について」に対し、御異議等なければ、原案どおり決定してよろしいでしょうか。

(出席委員)

はい。

(議長)

それでは、協議(3)につきましては、原案どおり決定することといたします。

それでは、以上をもちまして、上程された協議は、全て終了いたしました。それでは、これを持ちまして議長の任を終えさせていただきます。

皆様、御協力ありがとうございました。

(司会)

梅村様、ありがとうございました。

本日は、委員の皆様御多用のところ、このように御参集いただいた上、貴重な御意見を賜りましたことに対し、深く御礼申し上げます。

本日は、誠にありがとうございました。

～以 上～